

租税条約における「利得の分配に係る事業年度の終了の日」の取扱いについて

1 従来取扱い

租税条約の中には、親子会社間配当の軽減税率の適用について、「利得の分配に係る事業年度の終了の日」に先立つ6か月(又は12か月)の期間を通じて一定の株式を所有すること(以下「保有期間要件」といいます。)を求めるものがあります。

従来、みなし配当(親会社等に交付する金銭のうち資本金等の額を超える部分。以下同じです。)のうちみなし事業年度がないものについては、分割型分割を事由としたみなし配当の場合には「分割型分割の日の前日」を、自己株式の取得を事由としたみなし配当の場合には「自己株式を取得した日の前日」を、それぞれ租税条約の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」として保有期間要件を判定することとしていました。

2 変更後の取扱い

今般、分割型分割を事由としたみなし配当について、日ルクセンブルク租税条約の保有期間要件における「利得の分配に係る事業年度の終了の日」を、分割型分割の日の前日とするか分割型分割の日の属する事業年度の終了の日とするかが争われた裁判において、東京高裁は、「利得の分配(配当)が行われる会計期間の終期」を「利得の分配に係る事業年度の終了の日」とする旨判示しました(令和5年2月16日判決)。

つきましては、この判決を踏まえ、みなし配当のうちみなし事業年度がないものについて、上記1の従来取扱いを変更します(注)。

具体的には、分割型分割を事由としたみなし配当の場合には「分割型分割の日の属する事業年度の終了の日」を、自己株式の取得を事由としたみなし配当の場合には「自己株式を取得した日の属する事業年度の終了の日」を、それぞれ租税条約の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」として保有期間要件を判定することとします。

(注) みなし配当のうちみなし事業年度がないもの以外の配当の保有期間要件の判定については、従来取扱いに変更はありません。みなし配当のうちみなし事業年度があるものについては、「みなし事業年度の終了の日」を租税条約の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」として保有期間要件を判定することとなります。また、一般に、期末配当の場合には「最終事業年度の終了の日」を、期中配当の場合には「臨時会計年度の終了の日」を、それぞれ租税条約の「利得の分配に係る事業年度の終了の日」として保有期間要件を判定することとなります。

3 還付請求手続について

上記2の取扱いは過去に遡って適用されますので、上記2の取扱いにより租税条約の

親子会社間配当の軽減税率に係る保有期間要件を再判定した結果、源泉徴収された所得税額等が過大となる場合には、源泉徴収義務者を經由して、当該源泉徴収義務者の所轄税務署に「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」及び「租税条約に関する届出書」（その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。）を提出していただくことで、還付請求を行うことができます。

還付請求を行う場合には、みなし配当に係る事由が発生した日や、当該みなし配当を支払う法人の株式を所有している期間が分かる書類等を併せてご提出ください。

なお、納付があった日から5年を経過した源泉徴収税額については、法令上、還付を行うことはできないこととされていますので、ご注意ください。